

新町建設計画策定方針について

新町建設計画策定方針（案）

「市町村の合併の特例に関する法律」により、合併協議会において作成することとされている市町村建設計画（新町建設計画）については、おおむね次のような策定方針で臨むものとする。

計画の趣旨

本計画は、南部町、南部川村の合併後の新町を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定して、その実現を図ることにより、2町村の速やかな一体化を促進し地域のさらなる発展と住民福祉の向上を図ろうとするものである。

なお、新町のまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新町において策定する基本構想や基本計画に委ねるものとする。

基本方針

1. 本計画は、新町を建設していくための基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の整備及び財政計画を中心として構成する。
2. 本計画における主要事業、公共的施設の整備及び財政計画は、合併年度と次年度以降10年に係るものとする。
3. 新町建設の基本方針を定めるにあたっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。
4. 新町の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとする。